

平成 23 年度 税制改正要望ヒアリング資料(2)

NPO 法人 日本禁煙学会

NPO 法人 子どもに無煙環境を推進協議会

【要望・提案の要旨】

1. 「たばこ事業法」の改廃、及び財務省の 2002 年 10 月の財政制度等審議会たばこ事業等分科会「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」の廃止が喫緊（日本の現状と国際的動向から既に乖離すること甚だしい 8 年前の中間報告を未だにタバコ施策の拠り所になっている）
2. 受動喫煙の健康危害を未だに頑迷に否定している JT の是正指導が喫緊
3. タバコの基本施策の早期の転換、及びタバコ関連産業の転業・転作などの大胆な転換を早期に進めない限りタバコ関連産業の自然消滅は必至
4. JT が製造するタバコに国内産の葉を使うことにすれば、国内の葉タバコ農家は全く困らない

【要望・提案の細目説明】

1. 「たばこ事業法」と表裏一体の関係にある財務省の 2002 年 10 月の財政制度等審議会たばこ事業等分科会「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」
<https://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/tabakoal41010a.htm> は、受動喫煙の健康危害について、3. 基本的な考え方(1)のハで「たばこの煙・においを好まない者や乳幼児のように煙を避けることができない者等に配慮して、公共の場での分煙化を一層推進する必要がある。」とだけ述べるにとどまる実例が示すように、日本の現状と国際的動向から既に乖離すること甚だしいのに、この中間報告が未だに財務省及びたばこ事業等分科会のタバコ施策の拠り所となっているのでこの廃止が喫緊です。（「たばこ事業法」の改廃と並行して）

この拠り所は、国際的な疫学知見（エビデンス）に反し、FCTC を 2004 年 6 月に批准した日本政府の立場と相容れない。このことが諸外国に比べて我が国のタバコ対策の推進、特に受動喫煙の健康危害防止対策を妨げ、遅らせている一大元凶となっている。加えて下記 2 項の JT の受動喫煙の健康危害を否定する後ろ盾となっているだけでなく、JT が厚生労働省の健康日本 21 計画やがん対策基本計画のタバコ対策（喫煙率の半減目標など）を妨害する拠り所を与える結果となっている。

（財政制度等審議会：財務省設置法第七条一(二) たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を調査審議する）

2. JT は「第 2 回兵庫県「受動喫煙防止対策検討委員会」（2010 年 7 月 14 日）における JT の意見陳述で「受動喫煙と、肺がんや虚血性心疾患などの発生との関連性は、大部分の疫学

研究において、統計的に有意な結果は示されておらず、科学的に説得力のある証明がなされていないものと私どもJTは考えております。」

http://www.jti.co.jp/news/opinion/20100714/pdf/opinion_point.pdf

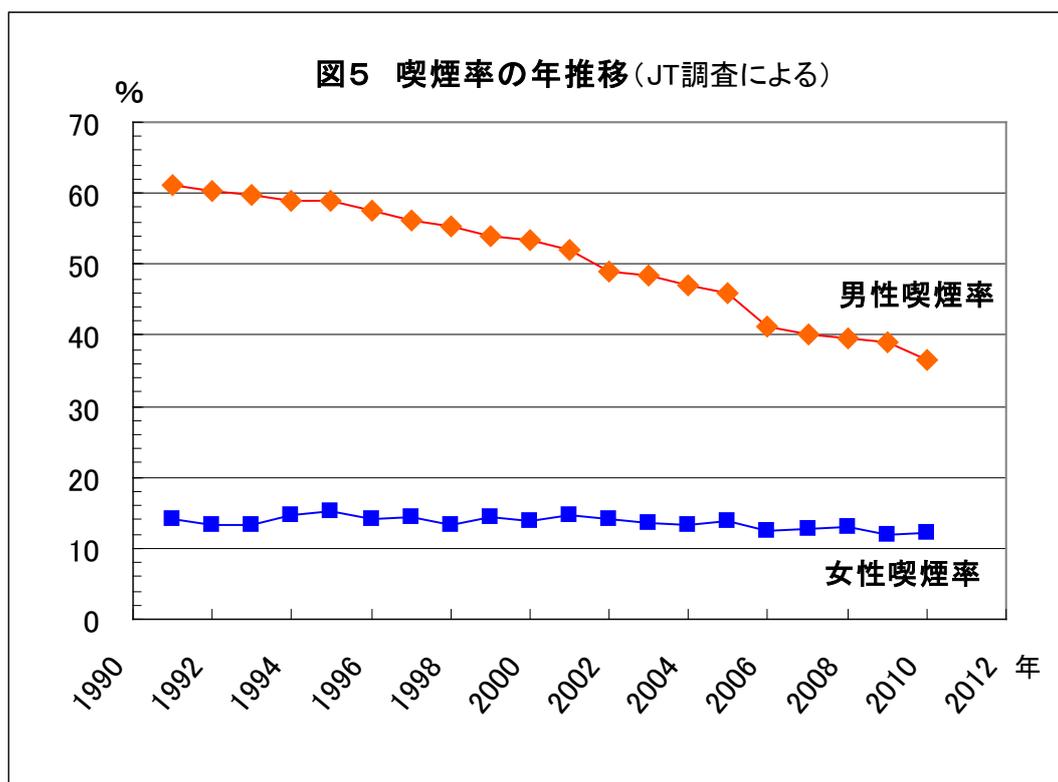
と述べるなど、WHOや国立がん研究センターの疫学知見（エビデンス）など、国際的に既に確定している受動喫煙の健康危害を未だに頑迷に否定して、これが日本の喫煙と受動喫煙の対策推進を著しく妨げている。この是正指導が喫緊です。（財務大臣はJT株式の50%余を所有している）

3. JT、販売・耕作組合、関連労働組合は、タバコ税・価格の引き上げに強く反対しているが、毎年5%以上はタバコ税収も製造販売側収益も確実に減っていついて、タバコ税・価格が100円以上引き上げられる今後1年は25%減とJTは試算しているのだから、これによる製造販売側の収益は現状のままではじり貧で、再度大幅に引き上げていくことでしか収益は確保できないのは衆目の一致するところである。

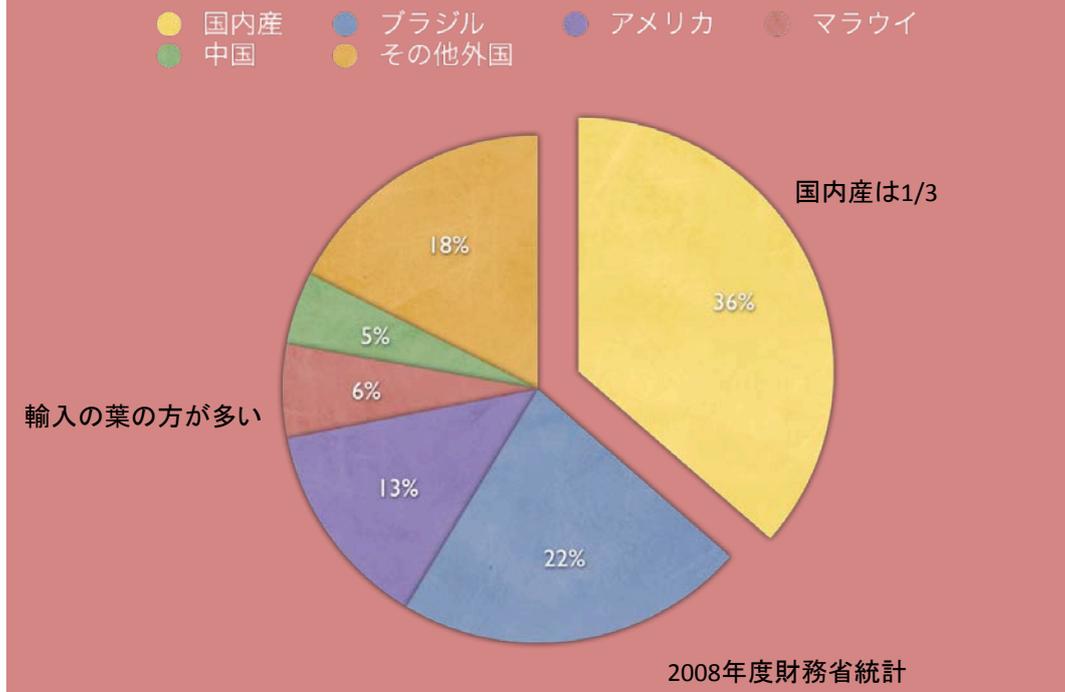
早期に転業・転作などの大胆な転換を進めない限り自然消滅は必至であり、タバコの基本施策の転換（たばこ事業法の改廃、タバコ税・価格の大幅引き上げなど）に頑なに反対し続けることではタバコ業界（関連産業）は無為無策と無責任との批判を受けることになるだろう。（喫煙率の年推移を参考までに図5に示した）

4. またJTが製造するタバコに国内産の葉を使うことにすれば、国内の葉タバコ農家は全く困らないことになる（3ページの図参照）。

5. 以上、「たばこ事業法」改廃やタバコ税・価格の大幅引き上げなどを含むタバコの基本施策の早期の転換、及びタバコ販売耕作の転業・転作などの大胆な転換を並行して進めれば、業界の痛みも緩和され、かつ医療費減や国民の健康増進など、益するところが大きくなる。



JTが使用する葉タバコの産地



2010年（平成22年）8月24日

連絡先： NPO 法人 日本禁煙学会
理事長 作田 学
162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
電話 090-4435-9673 ファクス 03-5360-6736
desk@nosmoke55.jp <http://www.nosmoke55.jp>

NPO 法人 子どもに無煙環境を推進協議会
〒540-0004 大阪府中央区玉造 1-21-1-702
Tel, Fax 06-6765-5020 muen@silver.ocn.ne.jp
<http://www3.ocn.ne.jp/~muen/>